

## 第2 調査結果

### I 「国の行政機関の法令等遵守態勢に関する調査」結果に基づく勧告事項の改善の推進

#### 調 査 結 果

総務省では、国家公務員や行政に対する信頼を確保する観点から、全府省を対象に、「国の行政機関の法令等遵守態勢に関する調査」を実施し、その結果に基づき、平成21年3月に、全府省に対し、①国家公務員倫理法等に係る取組の推進、②セクハラ防止等の推進、③内部監査の的確かつ効果的な実施、④内部通報制度の実効性の確保、⑤非違行為に対する適切な対応の確保及び⑥法令等遵守の一層の推進の6項目について勧告したところである。

その後、各府省は、内部通報に係る窓口の整備や通報対象範囲の拡大、セクハラ相談員の適切な配置等の改善を図ってきたところであるが、依然として、国の行政機関等における不適正な会計経理の指摘があることを踏まえ、今回、平成22年9月に予定していた当該勧告の2回目のフォローアップを同年6月に前倒しして行った。

平成22年5月末時点の上記6項目の勧告事項別の改善措置状況は、次ページ以下のとおりであり、全体としては、改善を勧告した288事項（注1）のうち、247事項（86%）については一定の改善措置が採られていたが、改善措置を採ることについて検討中であるなど、改善があまり進んでいないもの（注2）が、別紙「改善があまり進んでいない状況一覧」のとおり41事項（14%）みられたことから、関係府省は改善を促進する必要がある。

（注）1 原則として、勧告対象機関ごとに勧告事項を整理した結果の合計である。

2 今回、平成22年5月末の時点で勧告から1年2か月が経過していることを踏まえ、依然として改善措置を採ることについて検討中等としているものを、「改善があまり進んでいない」とみなした。

# ① 国家公務員倫理法等に係る取組の推進

## 勸告要旨

- (1) 職員に対して定期的に研修の受講機会を与え、倫理に係る遵守事項の浸透を図ること (1府省)  
倫理に係る遵守事項の浸透度の定期的な把握により、周知・啓発、研修の実施方法や内容を見直すこと (14府省)
- (2) 贈与等報告書の提出漏れの防止に一層努めること (15府省)  
贈与等報告書の閲覧体制を整備するとともに、閲覧場所等の必要な事項をホームページに掲載するなどにより周知を図ること (10府省)
- (3) 内部通報窓口を整備すること (2府省)  
電話・面談による通報手段、匿名による通報を受け付けることについて、規程に明示し、職員に周知すること。また、倫理監督官に対し、通報内容及び処理結果を報告する仕組みを規程上明確にすること (15府省)

## 改善措置状況(平成22年5月末現在)

### 【主な改善措置状況】

- 定期的に倫理制度に関する研修を実施(環境省)
- 職員を対象としたアンケート等により、倫理に係る遵守事項の浸透度を把握し、研修方法等を見直し(7府省)  
【例】セルフチェックシートへの回答結果を分析し、平成22年度以降に実施する研修内容を重点化(経済産業省)
- 四半期ごとに提出漏れ防止の周知文書を発出等し、制度を周知徹底(15府省)  
【例】贈与等報告書の提出時期ごとの注意喚起に加え、事務次官通達を発出し、提出漏れ防止を周知徹底(防衛省)
- 贈与等報告書の閲覧に関する規程等を整備し、閲覧場所等の必要事項をホームページに掲載(6府省)
- 内部通報窓口を整備(法務省(公安審査委員会)、文部科学省(文化庁))
- 電話・面談による通報手段、匿名による通報の受付、倫理監督官への通報内容・処理結果の報告について規定(9府省)  
【例】電話・面談による通報を含む通報手段及び匿名による通報を受け付けることについて、それぞれ規程に明示(国家公安委員会(警察庁))

### 【改善があまり進んでいない状況】

- 倫理に係る遵守事項の浸透度の定期的な把握による研修方法等の見直しが十分行われていない。(内閣府、金融庁、文部科学省)  
【例】・アンケート調査等を実施の上、研修内容等を見直しを予定していたが、それを行っていない。(内閣府)  
・アンケート調査等の方法を引き続き検討(金融庁)  
・倫理に関するチェックシートを集計・分析していない。(文部科学省)
- 贈与等報告書の閲覧場所等必要事項のホームページへの掲載等について検討中(内閣府)
- 電話・面談による通報手段、匿名による通報の受付、倫理監督官への通報内容・処理結果の報告について、規程の整備を検討中等(内閣府、宮内庁、財務省、文部科学省)  
【例】・倫理監督官への報告等に関する規程の整備を含め、倫理専用の通報窓口の設置について検討(内閣府)  
・通報内容の信ぴょう性が疑われるような場合の倫理監督官への報告を規定することは他府省の取組を参考に検討(文部科学省)  
・平成21年度末までに規程の改正を予定していたところであるが、平成22年度中の改正を予定(宮内庁、財務省)

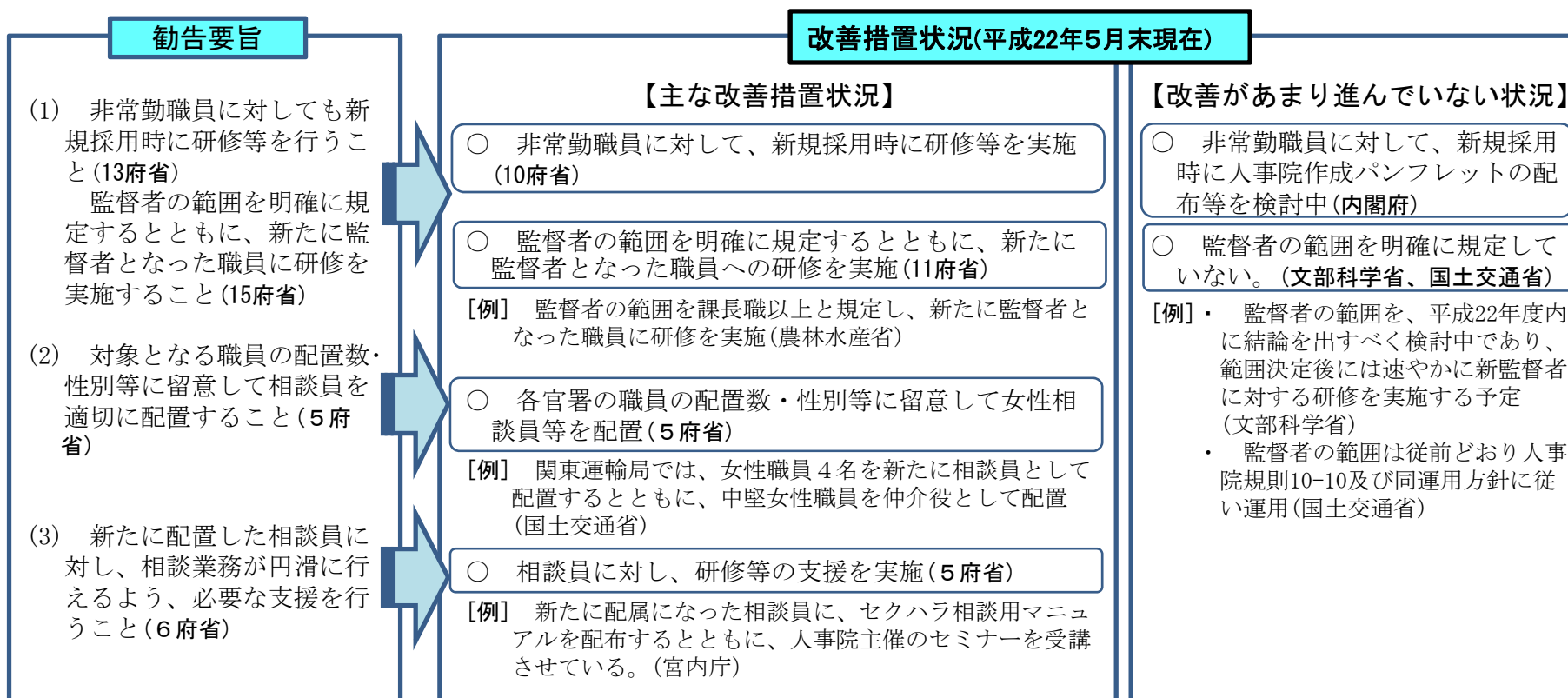


〔参考〕平成21年3月の調査結果

- (1) 遵守事項を職員に浸透させるための取組が不十分
  - ・ 新たに職員になった者にしか研修を実施していない。(1府省)
  - ・ 倫理に係る遵守事項の職員への浸透度の把握が行われていない。(14府省)
- (2) 贈与等報告に係る取組の徹底が不十分
  - ・ 事業者等からの5,000円超の贈与等について、四半期ごとに贈与等報告書を提出することと国家公務員倫理法に規定されているが、職員の失念等により、贈与等報告書の提出漏れが多数発生(15府省)
  - ・ 閲覧場所、閲覧手続等に係る規程等を策定していない、閲覧場所等についてホームページに掲載していないなど、贈与等報告書閲覧体制の整備が不十分(10府省)
- (3) 内部通報制度(※)の整備が不十分
  - ・ 倫理の保持のための内部通報窓口を整備していない。(2府省)
  - ・ 規程上、通報手段に係る規定、電話や面談を通報手段として位置付ける規定、匿名による通報を受け付ける規定、通報内容、処理結果を倫理監督官に報告する規定がない。(15府省)

(※) 内部通報制度： 職員からの倫理法令違反の通報を受け付け、処理する制度。倫理の保持のための内部通報制度について、国家公務員倫理審査会は、  
①電話・面談等多様な通報手段を認めること、②匿名による通報も受け付けること、③通報内容、処理結果を倫理監督官(事務次官等)に報告させることについて配慮を要請

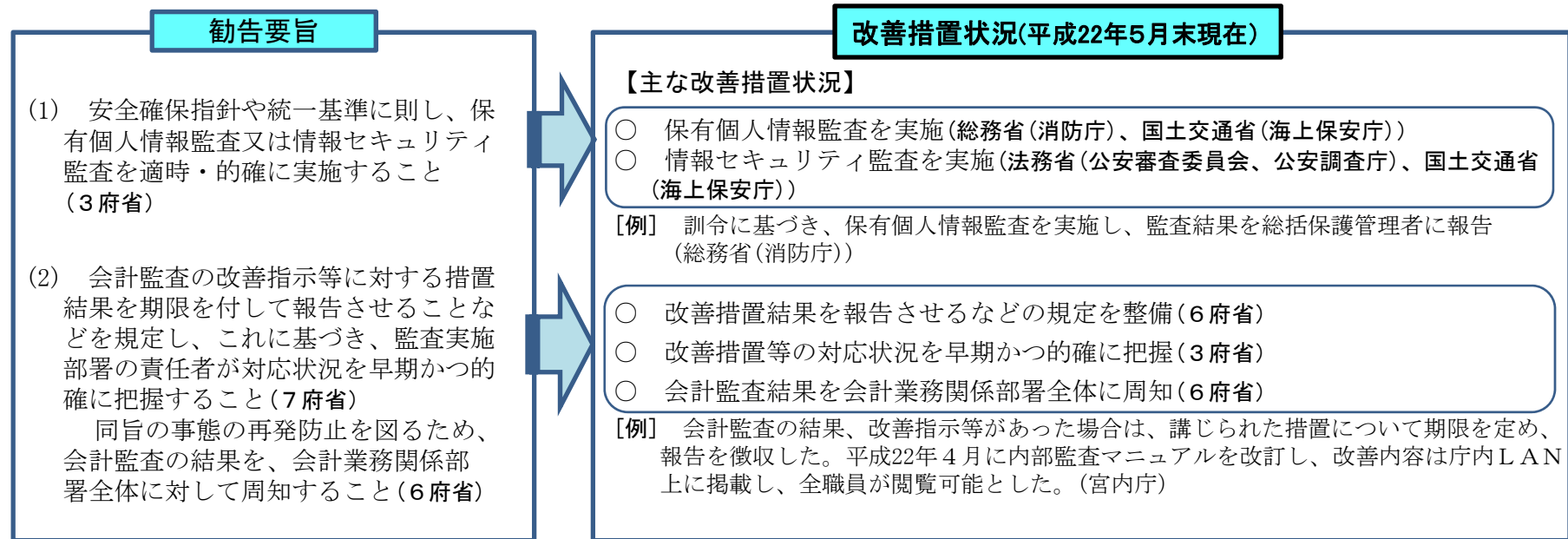
## ② セクハラ防止等の推進



### 〔参考〕平成21年3月の調査結果

- 研修等の実施が不十分
  - ・ 一般的に立場が弱いとされている非常勤職員に対して、採用時にセクハラ防止のための周知を行っていない。(13府省)
  - ・ 監督者の範囲を定めていない府省があるとともに、新たに監督者となった職員に対する研修を行っていない。(15府省)
- 相談員の配置が不適切
  - ・ 職員からのセクハラに関する苦情相談に対応するセクハラ相談員を各官署の職員の配置数や性別等に留意して配置していない。(5府省)
- 相談員に対する研修の実施等の支援が不十分
  - ・ 新規相談員の配置時に、研修や資料の配布等を行っていない。(6府省)

### ③ 内部監査の的確かつ効果的な実施



#### 【参考】平成21年3月の調査結果

各府省は、内部監査として、事務・事業の執行に関する業務監査と会計経理に関する会計監査を実施。業務監査のうち、保有個人情報や情報セキュリティの分野については、政府としての統一的な基準を踏まえ各府省が策定した規程や基準に基づき、監査を実施

(1) 規程や基準に基づき業務監査を実施していない。

- ・ 安全確保指針(※1)に則し保有個人情報監査を実施していない。(2府省)
- ・ 統一基準(※2)に則し情報セキュリティ監査を実施していない。(2府省)

(※1) 安全確保指針：「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について(通知)」(平成16年9月14日付け総管情第84号)

(※2) 統一基準：「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」(平成17年12月13日IT戦略本部情報セキュリティ政策会議決定)

(2) 会計監査の実施が不十分

- ・ 監査結果に対する改善措置結果を報告させる旨の規定がない又は不十分(6府省)
- ・ 規程の有無にかかわらず改善措置結果の報告を行わせていない。(3府省)
- ・ 監査結果を組織全体に周知していない。(6府省)

#### ④ 内部通報制度の実効性の確保

##### 勧告要旨

- (1) 通報規程及び通報窓口が整備されていない機関は、ガイドラインの趣旨に則した整備を行うこと(2府省)
- (2) 通報規程において通報対象事実の範囲を公益通報者保護法の対象法令に限定している機関は、通報対象事実の範囲をガイドラインに則して職務上の法令違反行為とすること(2府省)  
通報対象事実の範囲を職務上の法令違反行為としている機関は、通報対象事実の範囲に職務外の法令違反行為など適正な業務を推進する上で必要と認める事実を加えることについて検討すること(14府省)

##### 改善措置状況(平成22年5月末現在)

###### 【主な改善措置状況】

○ ガイドラインの趣旨に則して通報規程及び通報窓口を整備(法務省(公安審査委員会)、文部科学省(文化庁))

○ ガイドラインに即して通報対象事実の範囲に職務上の法令違反行為を追加(法務省(公安調査庁)、農林水産省)

○ 通報対象事実の範囲に職務外の法令違反行為等の追加等(9府省)

- 【例】
- ・ 平成21年7月に関係規程を改正し、通報受付の対象に、職務外の法令違反行為を含む適正な業務の推進に資する事実を追加(外務省)
  - ・ 平成22年5月に関係規程を改正し、通報対象事実の範囲を職務外の法令等違反行為(環境省職員による違法、不当な行為に関する通報等)まで拡大(環境省)

##### 〔参考〕平成21年3月の調査結果

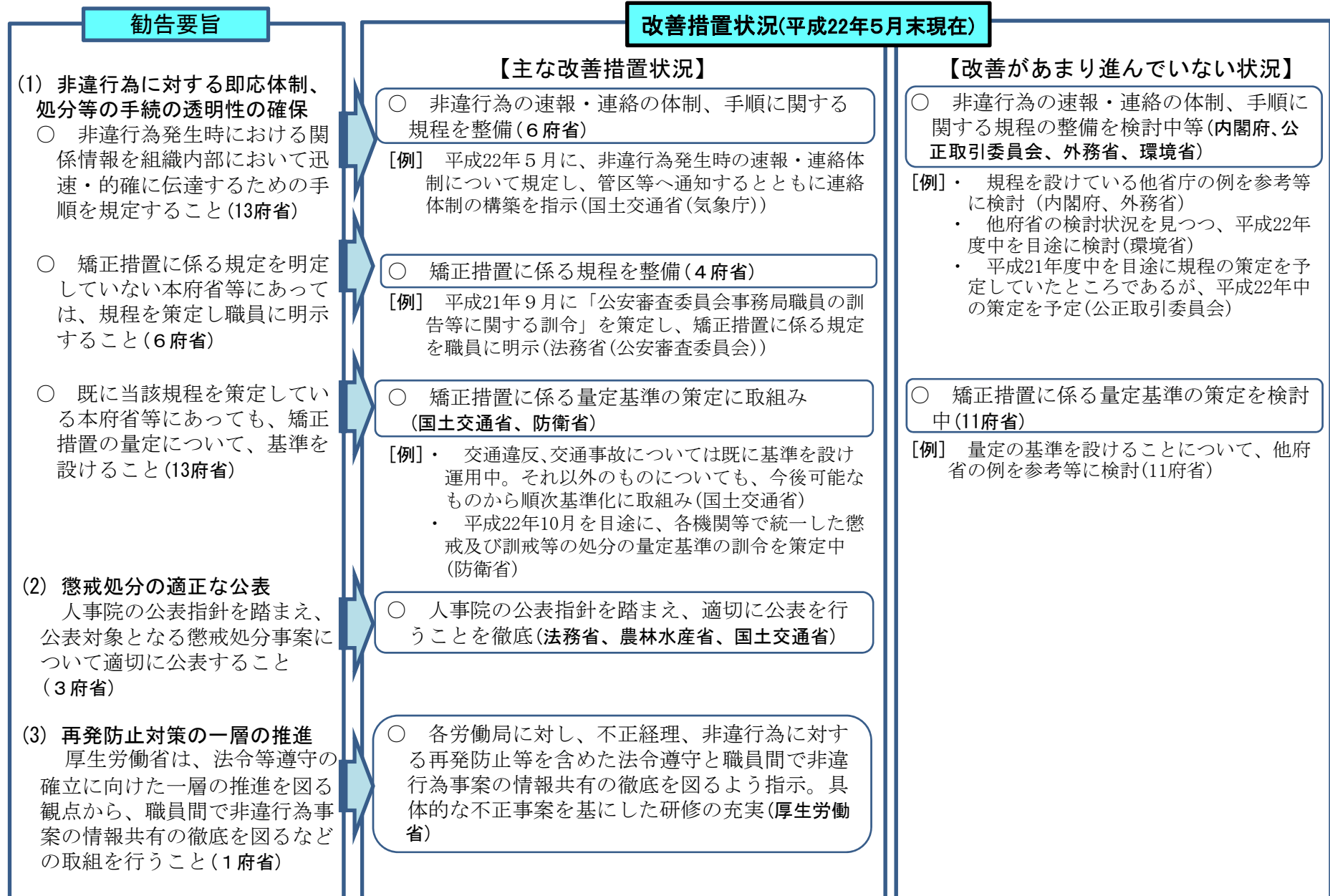
各府省は、内部の職員等からの法令違反等に関する通報(内部通報)を的確に処理するため、ガイドライン(※)において、内部規程の作成、総合的な窓口の設置等通報処理の仕組みを整備することなどを申し合わせている。また、同ガイドラインでは、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)に規定されている対象法令違反に加え、「当該行政機関についての法令違反行為」(職務上の法令違反行為)及び「適正な業務の推進のために各行政機関において定める事実」が通報対象範囲とされている。

(※) ガイドライン：「国の行政機関の通報処理ガイドライン(内部の職員等からの通報)」(平成17年7月19日関係省庁申合せ)

- (1) 通報規程や窓口が未整備
  - ・ 通報規程や通報窓口を整備していない。(2府省)
- (2) 通報対象範囲の拡大の余地
  - ・ ガイドラインに則さず、通報対象範囲を公益通報者保護法に規定されている対象法令違反に限定している。(2府省)
  - ・ 職務上の法令違反行為を通報対象範囲としている機関は、通報対象範囲を職務外の法令違反行為などに拡大する余地あり。(14府省)



## ⑤ 非違行為に対する適切な対応の確保



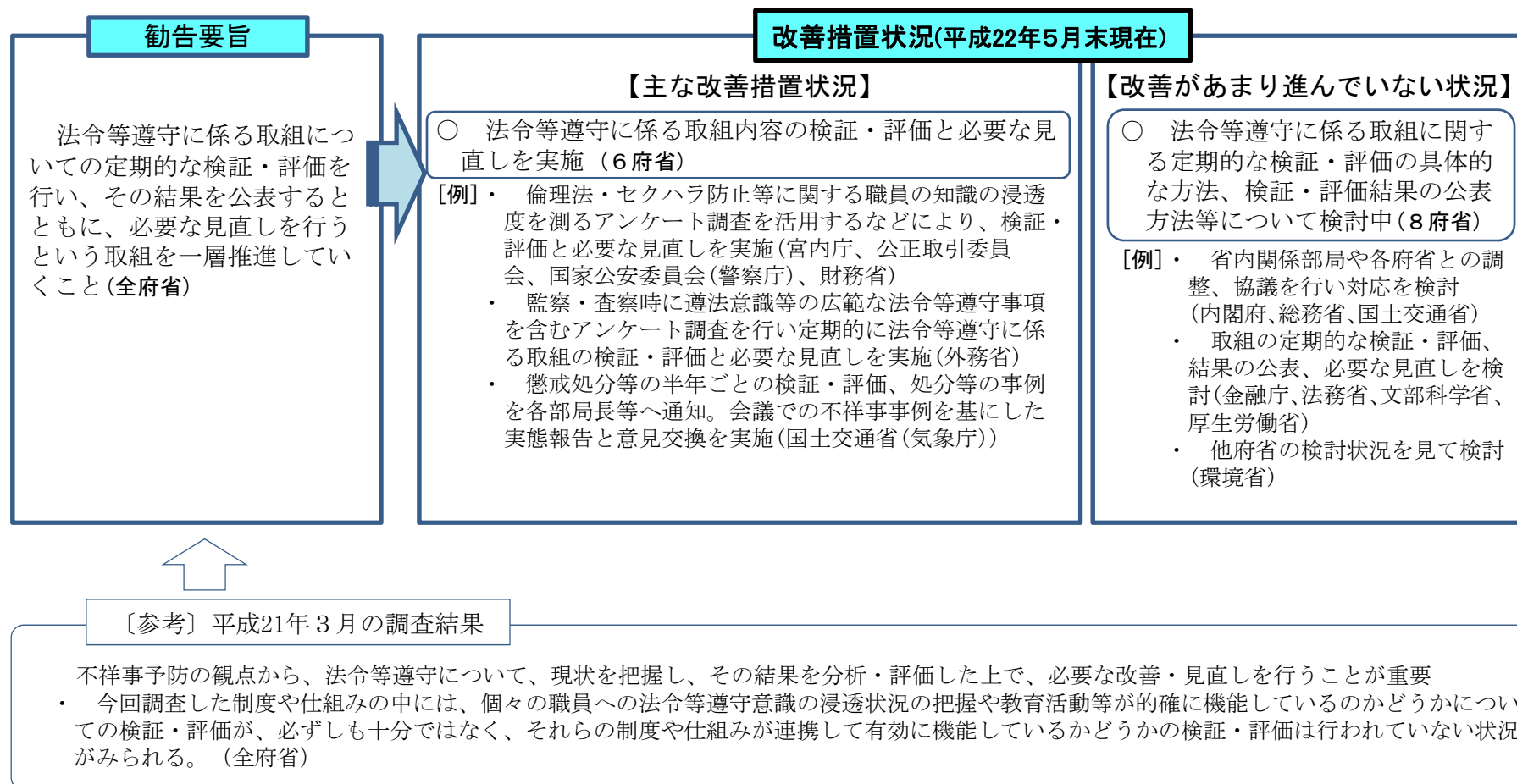


〔参考〕平成21年3月の調査結果

- (1) 非違行為に対する即応体制、処分等の手続の透明性の確保  
非違行為について迅速かつ組織的に対応するためには、速報・連絡体制の確立が重要  
懲戒処分に至らない訓告・厳重注意等の矯正措置は、法令上の措置ではなく、その取扱いは各府省の措置権者にゆだねられた指導監督上のものであるが、公平性・透明性の確保のため、規程の整備が必要  
即応体制、処分等手続について規程の整備状況をみると、
  - 非違行為の速報・連絡体制の手順等に関する規程を整備していない。(13府省)
  - 矯正措置に係る規程を整備していない。(6府省)
  - 矯正措置全般に係る量定基準を規程として整備している機関はない。(13府省)
- (2) 懲戒処分の適正な公表  
人事院は、「懲戒処分の公表指針」(※)において、①「職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分」及び②「職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職である懲戒処分」については、原則として事案の概要等を公表することと規定
  - ・ 平成17年から19年7月末までに行われた懲戒処分事案から抽出した184件について、当該公表指針に照らしたところ、公表対象と考えられるにもかかわらず、12件が未公表(3府省)
    - (※) 懲戒処分の公表指針：「懲戒処分の公表指針について(通知)」(平成15年11月10日付け総参-786人事院事務総長通知)
- (3) 再発防止対策の一層の推進  
都道府県労働局の一連の不正経理事案(平成17年次、18年次の会計検査で発覚)に対して、厚生労働省は再発防止策を実施
  - ・ 平成18年11月、平成20年12月に要綱を策定し、再発防止策の点検・評価、法令等遵守の徹底等の取組により、一定の効果。  
しかし、職員間での情報共有の徹底など一層取り組む余地(1府省)



## ⑥ 法令等遵守の一層の推進



※ 上記のほか、改善があまり進んでいない事項として、セクハラ防止に関する意識調査等の実施や相談事案の把握・分析及び内部通報窓口の契約先労働者への周知がある。(別紙「改善があまり進んでいない状況一覧」参照)

改善があまり進んでいない状況一覧

勸告事項 (平成 21 年 3 月 27 日)	回 答 要 旨 (平成 22 年 5 月末現在の改善措置状況)	
	府省名	
1 法令等遵守に係る取組の推進 (1) 国家公務員倫理法等に係る取組の推進 ① (略) また、倫理に係る遵守事項の浸透度の定期的な把握及び当該結果の活用により、周知・啓発、研修の実施方法や内容を見直すこと。	内閣府	本年度実施した新採用職員研修(平成22年4月実施)において、国家公務員倫理について取り上げており、職員への周知を図った。 また、内閣府本府幹部会(平成22年5月11日)において、国家公務員倫理審査会事務局長による国家公務員倫理に関する講演を実施し、幹部職員への周知を図った。
	金融庁	倫理に係る遵守事項の浸透度を把握するための具体的な方策(アンケート調査等)を引き続き検討し、必要に応じて研修内容等の見直しを行いたい。
	文部科学省	平成21年12月の「倫理週間」中に倫理に関する研修を行うとともに全職員に対して倫理に関するチェックシートを配付し、倫理に係る遵守事項の周知・啓発を行った。 今後も引き続き、倫理に関するチェックシートを配付する等、倫理に係る遵守事項の周知・啓発を行うとともに、効果的かつ効率的な研修を実施するための手法の検討を行う。
② 贈与等報告制度について ii) 贈与等報告書の閲覧体制を整備するとともに、贈与等報告書の閲覧場所や閲覧時間などの必要な事項について、ホームページに掲載するなどにより周知を図ること。	内閣府	閲覧場所等のホームページへの掲載などについて、今後、人事院や他省庁の例を参考に検討する。
③ 倫理の保持のための内部通報制度について、 ii) 内部通報窓口を設置している機関にあっては、①電話・面談による通報を認め、これらを含む通報手段について、 ④匿名による通報を受け付け	内閣府	内部通報の受け皿として、「法令遵守対応室」の窓口があり、倫理に関する情報も受け付けている。 当該窓口は、倫理専用として設けられたものではないため、倫理審査会からの要請内容に合致していない部分もあることから、別途、倫理専用の通報窓口の設置について、通報手段・方法や倫理監督官への報告等に関する規定の整備を含め検討する。
	宮内庁	当庁における内部通報制度に関する規程である「宮内庁における公益通報の適切な処理に関する内規(平成18年3月31日宮内庁長官決裁)」及び「宮内庁公益通報処理要領(平成18年3月31日長官官房秘書課長決裁)」について、通報手段及び匿名による通報を受け付けることなどを明示するための改

勸告事項 (平成 21 年 3 月 27 日)	回答要旨 (平成 22 年 5 月末現在の改善措置状況)	
	府省名	
ることについて、それぞれ規程に明示し、職員に周知すること。また、倫理監督官に対し、通報内容及び処理結果を報告する仕組みを規程上明確にすること。		<p>正を平成 22 年度中に行うべく、引き続き検討している。</p> <p>また、改正後の規程については、各部局に通知するとともに職員情報ボードにおいて各職員に周知することとしている。</p> <p>(参考：平成 21 年 9 月 28 日時点の回答要旨)</p> <p>左記の勸告内容に従い、通報手段、匿名による通報を受け付けることなどを規程に明示する予定であるが、現在、どのように盛り込むべきか、検討中であり、その結果を踏まえて、当庁における内部通報制度に関する規程である「宮内庁における公益通報の適切な処理に関する内規（平成 18 年 3 月 31 日宮内庁長官決裁）」及び「宮内庁公益通報処理要領（平成 18 年 3 月 31 日長官官房秘書課長決裁）を改正する予定である。</p> <p>また、改正後の規程について職員情報ボードにおいて職員に周知することを予定している。なお、実施については、平成 22 年度からを予定している。</p>
	財務省	<p>通報手段及び匿名の通報についても情報提供として取り扱うことについて、今年度中を目途に規程に明示し、関係機関に通知するとともに、パブリックフォルダに掲載することを予定している。</p> <p>また、倫理監督官に対し、通報内容等を報告する仕組みについても、今年度中を目途に規程上明確にすることを予定している。</p> <p>(参考：平成 21 年 10 月 2 日時点の回答要旨)</p> <p>これまでも内部通報制度における通報手段を限定しておらず、匿名による通報についても適切に対応しているところであるが、今回の勸告を踏まえ、平成 21 年度中に規程を整備することを予定している。</p> <p>また、倫理監督官に対し、通報内容等を報告する仕組みについても、平成 21 年度中に規程を整備することを予定している。</p>
	文部科学省	<p>倫理に関する通報が寄せられた際に、倫理監督官へ通報内容等を報告する仕組みを規程上明確化することについては、通報内容の信ぴょう性が疑われるような場合の対応方法について、他府省の取組を参考にするなどにより、明確化するための手法を引き続き検討している。</p>
(2) セクハラ防止等の推進 関係府省は、セクハラの防止を	内閣府	<p>人事院が作成するセクハラに関するパンフレットの配布や相談員・相談窓口の周知を採用時に行うことを検討する。</p>

勸告事項 (平成 21 年 3 月 27 日)	回答要旨 (平成 22 年 5 月末現在の改善措置状況)	
	府省名	
<p>推進し、発生したセクハラ事案等に適切に対応する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① (略)</p> <p>また、非常勤職員に対しても新規採用時に研修等を行うこと。</p>		
<p>さらに、監督者の範囲を明確に規定するとともに、新たに監督者となった職員に対して研修を実施すること。</p>	文部科学省	<p>監督者の範囲を、「課室長以上」とする場合や「係長以上」とする場合等について、年度内に結論を出すべく引き続き検討中であり、監督者の範囲が決定された際には速やかに新監督者に対する研修を実施する予定である。</p>
	国土交通省	<p>国土交通省本省においては、監督者の範囲については、従前どおり、人事院規則 10-10 及び同運用方針に従い運用をしているところ。</p> <p>また、今後も新たな監督者に対する研修を実施していくこととする。</p>
<p>② (略)</p> <p>また、意識調査の実施等、効果的な研修等の方法を検討し、セクハラ防止の一層の推進に努めること。</p>	内閣府	<p>今後、他省庁の取組を参考に検討する。</p>
	金融庁	<p>セクハラ防止に係る浸透度を把握するための具体的な方策（アンケート調査等）を引き続き検討するとともに、研修の内容について、他府省の事例を教材として使用するなど、効果的な研修等を実施することとしたい。</p>
<p>⑥ 定期的に相談事案について把握・分析を行い、その結果をセクハラ防止対策に有効活用すること。</p>	内閣府	<p>各部局の相談員補助者に相談があった場合には、速やかに人事当局に報告するよう指導していることから、人事当局の相談員が受けた相談事案と併せて、今後、参考となる事例があった場合に、引き続き職員向けのセクハラ防止に関する資料に加えて周知することを検討する。</p>
	総務省	<p>引き続き、セクハラに関する相談事案が発生するようであれば、その都度部局から詳細を把握する等、内容を分析の上、防止対策への有効活用についても検討することとしている。</p>
	国土交通省	<p>国土交通省本省においては、引き続き相談事案の情報共有の徹底を図り、セクハラ防止対策への有効活用について検討する。</p>

勸告事項 (平成 21 年 3 月 27 日)	回答要旨 (平成 22 年 5 月末現在の改善措置状況)	
	府省名	
<p>(4) 内部通報制度の実効性の確保</p> <p>関係府省は、内部通報制度を効果的に運用し、法令等遵守の推進を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>③ 内部通報制度及び内部通報窓口の担当部署、連絡先等を的確に通報対象者に対して周知するため、職員に対してイントラネット等を用い周知するとともに、契約先の労働者等に対してホームページ等を用いた周知を行うこと。</p>	文部科学省	契約先の労働者等への周知方法について、引き続きホームページへの掲載や他の効果的な周知方法について、年度内を目途に結論を出すべく検討中である。
	環境省	内部通報制度及び通報窓口について、引き続き職員ポータルサイトを活用し周知した。また、契約先の労働者に対しての周知については、他の府省の検討状況を見つつ、平成 22 年度中を目途に引き続き周知方法等を検討する。
<p>2 非違行為に対する適切な対応の確保</p> <p>(1) 非違行為に対する即応体制、処分等の手続の透明性の確保</p> <p>関係府省は、非違行為への迅速・的確な対応及び処分等の公平性・透明性を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 非違行為発生時における関係情報を組織内部において迅速・的確に伝達するための手順を規定すること。</p>	内閣府	手順に関する規定がないことによる運用上の支障は生じていないところであるが、今後、規定を設けている他省庁の例を参考に検討する。
	公正取引委員会	非違行為発生時の情報伝達手続等に関する規程については、 <u>年内</u> に策定するよう作業を進めることとする。 <b>(参考：平成 21 年 10 月 13 日時点の回答要旨)</b> <u>今年度中</u> を目途に、非違行為発生時の情報伝達手続等に関する規程を策定することとする。
	外務省	当省においては非違行為が発出した場合の情報伝達・共有の手順は確立しており、明文の規定がないことのみをもって情報の迅速・的確な伝達が確保されないわけではない。さらに、非違行為への対応にあたっては、その具体的対応において情報の取扱いを個別に判断する必要があるが、勸告の趣旨を踏まえ、今後、手順を規定することを含め引き続き検討していく。
	環境省	非違行為発生時における組織内部の伝達手順については、他府省の検討状況を見つつ、平成 22 年度中を目途に引き続き検討を行う。

勸告事項 (平成 21 年 3 月 27 日)	回答要旨 (平成 22 年 5 月末現在の改善措置状況)	
	府省名	
② (略) また、既に当該規程を策定している本府省等にあっても、矯正措置の量定について、公平・公正性や透明性が担保されるよう基準を設けること。	内閣府	量定の基準等を設けることについては、今後、他省庁の例を参考に検討する。
	公正取引委員会	矯正措置の量定については、引き続き公平・公正性や透明性が担保されるような基準を設けることについて検討を行い、年度内に結論を得ることとする。
	国家公安委員会	矯正措置については、過去の事例等を踏まえて適切に実施しているところであり、量定について基準を設けることについては、他省庁の基準等を踏まえて、引き続き検討することとしている。
	総務省	基準の設定につき、引き続き検討中である。
	法務省	矯正措置の量定に係る基準については、他省庁の取扱い等を参考に引き続き検討中である。
	外務省	処分の量定に係る基準の作成については、非違行為に係る個別事情に応じて個別具体的に判断されるべきであるにもかかわらず、かかる個別事情よりも基準に定められた量定に大きく影響されることとなりかねないといった側面等を考慮する必要がある、かかる基準を作成するか否かの判断は、個々の具体的な事案に直面している任免権者の責任において個別に判断されるべきものと考えているが、勧告の趣旨を踏まえ、今後基準を設けることを含め引き続き検討していく。
	財務省	国税庁においては、今回の勧告を踏まえ、他府省における取組等を参考に、引き続き、今後の課題として検討してまいりたい。
	文部科学省	過去の事例や他省庁の基準等について調査しているところであり、引き続き検討を行う。
	厚生労働省	厚生労働省においては、矯正措置について、現行の「厚生労働省職員の訓告等に関する規程」(平成 19 年 3 月 30 日厚生労働省訓第 13 号)に基づき、過去の事例等を参照して、適切に対処しているところであるが、公平性を確保するため、他省庁の量定の考え方を考慮しつつ、引き続き、基準化を検討する。
	農林水産省	引き続き、交通法規違反事案以外についても事案の蓄積による類型化が可能なものがあるかどうかを検討することとしている。
環境省	公平・公正性及び透明性が担保された矯正措置の量定基準について、他府省の基準を参考にしつつ、引き続き検討を行う。	



勸告事項 (平成21年3月27日)	回答要旨 (平成22年5月末現在の改善措置状況)	
	府省名	
3 法令等遵守の一層の推進 各府省は、法令等遵守を一層推進し、不祥事を予防する観点から、法令等遵守に係る取組についての定期的な検証・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要な見直しを行うという取組を一層推進していく必要がある。	内閣府	法令等遵守に係る取組の定期的な検証・評価の具体的な方法については、法令等遵守の対象範囲、具体的な検証・評価の手法、検証・評価の成果の公表手法等につき制度を所管する行政機関と十分な協議を行い、引き続き検討を行う。
	金融庁	現在も法令等遵守をより一層推進していくために、積極的な取組を行っているところであるものの、法令等遵守に係る取組についての定期的な検証・評価、その結果の公表等について引き続き必要に応じ見直し・検討を行っていききたい。
	総務省	総務省においては、本勸告事項(「法令等遵守の一層の推進」)について、今後とも必要に応じて関係部局間等において協議し、対応を検討する予定 なお、公害等調整委員会及び消防庁においては、必要に応じ、今後とも本省関係部局等と協議し、対応を検討していく予定
	法務省	法令等遵守に係る取組に関する定期的な検証・評価の具体的な方法、検証・評価結果の公表方法については、引き続き検討中である。 なお、法令等遵守に必要な見直しについては、今後とも、適切に実施していくこととしている。
	文部科学省	引き続き、法令等遵守に係る取組についての定期的な検証・評価・公表等の検討、また、必要な見直しを適切に実施していくこととしている。
	厚生労働省	厚生労働省の法令等遵守については、平成18年12月に地方支分部局法令遵守室を設置し、平成21年3月に内部職員等の公益通報に係る外部通報相談窓口を設置したところであり、本年度末を目途にこれまでの取組の検証・評価を行い、その結果の公表、必要な見直しを行うことを検討する。
	国土交通省	国土交通省本省においては、それぞれ制度を所管している部局において、省内関係部局や各府省との調整を行い、検証・評価・公表等を行うことについて引き続き検討していく。
	環境省	当省の法令等遵守に係る取組について定期的な検証・評価を行い、その結果の公表を行うこと等について、他府省の検討状況を見つつ、引き続き検討を行う。